

第 36 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 1 月 2 8 日 (木) 14 : 00 ~ 14 : 15

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「今後における本県の対応について」

本部長発言

本県では、1 月 9 日 (土) から 2 9 日 (金) までの 3 週間を「感染拡大防止対策期」に位置づけ、県民の皆さまに、県内での不要不急の外出や県外への不要不急の往來を慎重に検討していただくとともに、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往來自粛を協力要請し、また、事業者の皆さまに対しては、ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実施をお願いしているところである。

現在の県内の感染状況については、先ほど、健康福祉部長から報告があったが、新規感染者数は、対策期の移行を決定した際の 1 月 7 日時点からは、一定程度抑えられているものの、クラスター関連を除いた数値で見ると横ばいとなっており、また、「感染経路不明者数の割合」は、1 月 7 日時点から増加している。

また、「直近 1 週間と先週 1 週間との比較」では、全体としては減少傾向とみれるが、「病床のひっ迫具合」では、重症者用病床の利用率は低いものの、病床全体では、依然として、国のステージⅢにおける目安である 20 % を超えており、「人口 10 万人あたりの療養者数」も同じく国のステージⅢ相当の 15 人を上回っている。なお、「PCR 陽性率」は、国の目安を下回っている。

こうした状況を踏まえると、「感染拡大防止対策期」に移行した際の 1 月 7 日時点の数値から見れば、感染がさらに拡大することは何とか抑えられているものと認識しており、県民の皆さま、事業者の皆さまの多くが感染防止にご協力いただいていることに対して、改めて感謝申し上げます。

また、1 月 24 日 (日) は、37 日ぶりに新規感染者数がゼロとなり、その前の 22 日 (金)、23 日 (土) も一桁ではあったが、今週に入り 25 日 (月) 以降、再び、新規感染者が散見され、本日の発表でも二桁となっている。

「感染拡大防止対策期」に移行した時点から見れば、クラスター以外の新規感染者が散見されている状況にあり、発生傾向が、今後、減少に向かうのかどうかについて、もう少し見極める必要があり、いわば、予断を許さない状況と考えている。

一方、全国の感染状況を見ると、緊急事態宣言を発令した時期と比較すれば、感染者の急拡大という事態は抑えられているものの、今後の発生状況について、なお注視していく必要がある。

つきましては、現在、1 月 29 日 (金) までとなっている「感染拡大防止対策期」について、引き続き一定期間モニタリングを続けることとし、2 月 12 日 (金) までの 2 週間延長することとしたい。

なお、今後における県内の感染状況や、国の緊急事態宣言の発令の状況によっては、2 週間を待たずに警戒レベルの移行を検討することとしたい。

「感染拡大防止対策期」における対策としては、これまで同様、県民の皆さまには、県内外を問わず不要不急の外出は慎重に検討いただき、特に緊急事態宣言が発令されている地域との往来は自粛をお願いするほか、マスクの着用など基本的な感染防止対策の徹底、大人数での会食や飲み会を避けること、会食の際に大声を出す行動を控えること、また、感染リスクが高まる「5つの場面」に留意していただくことなど、引き続き、特措法に基づく協力要請として強くお願いする。

事業者の皆さまにおかれましても、改めて業種別のガイドラインの徹底など、店舗等での感染防止対策の確実な実践をお願いする。

さらに、高齢者施設等のクラスターの発生を踏まえ、現在、特措法に基づき、施設の設置者に対し、感染防止対策の徹底を協力要請しているところであるが、高齢者施設の利用者やそのご家族、そこで働く職員の皆さまが安心して介護サービスを利用・提供できるよう、現時点での介護施設等従事者の感染状況を迅速に確認するため、特に、緊急性・重要性が高い介護施設等従事者の皆さまを対象に、一斉検査を実施することとし、事業の実効性を高めるため、今回、新たに「感染拡大防止対策期」の対策の一つとして、これも特措法に基づく協力要請として、介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力するよう要請をする。

私としては、高齢者施設における安全・安心の確保に取り組むとともに、引き続き、積極的な疫学調査や医療提供体制の整備に全力で取り組んでまいりたいので、県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続きのご理解とご協力をお願いしたい。

議題3「介護施設等従事者の一斉検査について」

健康福祉部長発言

現在の県内の感染拡大状況と特別養護老人ホームでの大規模クラスターの発生事例を踏まえ、感染拡大の防止を図るとともに、高齢者施設の利用者やその家族、そこで働く職員が安心して介護サービスを利用・提供できるよう、特に、緊急性・重要性が高い、介護施設等従事者を対象に、高松市と協調して、一斉検査を実施したいと考えている。

手法としては、希望する施設に対し、民間検査機関を活用し、唾液の検体採取容器を配布し、PCR検査を行う方法で実施する。

所要額は県分で8,100万円と見込んでいる。

できるだけ早期に検査ができるように実施に向けた検討を行っており、準備が整えば2月から検査を開始したいと考えている。

本部長発言

本件については、大規模な集団感染事例も確認されている中、検査を早急に実施し、施設における安全性を確認するとともに、感染拡大を防止する必要がある緊急性が高い案件であることから、本日付けで専決処分により直ちに予算措置したい。

健康福祉部では高松市と十分に連携を取って、早急に実施できるよう準備を進めてもらいたい。

議題4「その他」

商工労働部長発言

新型コロナウイルス感染症による影響で売上高等が減少した事業者を対象に3年間無利子、全期間保証料ゼロの新型コロナウイルス感染症対応資金融資を行い、事業の継続支援をしている。

当該融資について、昨年12月に、昨年未までだった保証申込期限を3月31日(水)に延長したところだが、事業者の資金繰り支援に万全を期するため、2月1日(月)から融資上限額を4千万円から6千万円に引き上げることとした。

あわせて、別途行っている、融資金額8千万円までを限度額として、信用保証料を県において全額補給している危機関連融資についても、取扱期間を今月末までとしていたが、保証申込期限を3月31日(水)に延長することとした。

県内の中小企業者の事業継続や雇用維持を図るため、こうした制度を事業者が有効に活用できるよう、引き続き、取り組んでいく。

本部長発言

各部局におかれては、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、気を緩めることなく、連携して対応にあたっていただきたい。